

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を重視するとともに、株主との対話を通じて、継続的な事業発展と企業価値の向上に資するようコーポレート・ガバナンスの充実に取組み、株主他ステークホルダーに公正な経営情報を開示しその透明性を確保してまいります。法令の水準に甘んずることなく、会社が「善良な企業市民」として評価されるよう社会と協働し、社会から信頼される企業を目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エプシムーヴェ	2,414,400	48.84
江口夏郎	400,000	8.09
小迫宏行	332,800	6.73
松林洋太	192,000	3.88
ライトワークス従業員持株会	140,000	2.83
小野寺浩	121,600	2.45
上田八木短資株式会社	105,600	2.13
山本和隆	96,000	1.94
齊藤心吾	96,000	1.94
倉田将志	68,700	1.38

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期

1月

業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
ロッシェル・カップ	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
ロッシェル・カップ		ロッシェル・カップ氏が社長を務めているジャパン・インターカルチュラル・コンサルティングとの間には、「製品開発および販売契約」に係る取引がありますが、取引の額が軽微であるため、株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	ロッシェル・カップ氏は、経営コンサルタントとしての豊富な知見を有し、また、上場企業の社外取締役としての経験を有しております。また、当社の親会社・兄弟会社・主要な取引先の業務執行者ではなく、且つ、それらに該当する者の近親者ではありません。さらに、当社からは役員報酬以外に多額の金銭その他財産を支払っておりません。以上により、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、同氏を独立役員として指定したものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査人及び会計監査人と随時情報共有や意見交換を実施し、相互に連携を図ることで、監査の実効性を高めております。また、四半期ごとに三者での情報共有会を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤行正	他の会社の出身者													
山口俊夫	他の会社の出身者													
渡辺久	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤行正	-		伊藤行正氏は、情報通信業界に関して幅広く高度な知見と豊富な経験を有しており、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断致しました。 また、当社の親会社・兄弟会社・主要な取引先の業務執行者ではなく、且つ、それらに該当する者の近親者ではございません。 さらに、当社からは役員報酬以外に多額の金銭その他財産を支払っておりません。 以上により、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、同氏を独立役員として指定したものであります。
山口俊夫	-		山口俊夫氏は、他社での監査役経験等、企業経営に関する専門的な知識と幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役に選任しております。
渡辺久	-		渡辺久氏は、弁護士として企業法務に携わっており、幅広く高度な知見と豊富な経験を有していることから、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断致しました。 また、当社の親会社・兄弟会社・主要な取引先の業務執行者ではなく、且つ、それらに該当する者の近親者ではございません。 さらに、当社からは役員報酬以外に多額の金銭その他財産を支払っておりません。 以上により、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、同氏を独立役員として指定したものであります。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社の社外役員に関する独立性基準を充足する社外役員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブの付与は現時点では特段行っておりませんが、報酬総額は業績を考慮して決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬を記載しておりません。また、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び社外役員の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社における取締役の報酬等の額は、2020年12月25日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内(決議日現在の支給対象人数3名)と報酬限度額を定める決議をいただいております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬等の内容の決定方法が取締役会で審議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員報酬等の内容の決定に関する方針等の概要は次のとおりです。

a.基本報酬に関する方針

当社の役員の報酬は基本報酬のみであります。取締役の報酬限度額の範囲内において、企業規模、グロース上場企業を中心とした他企業の報酬水準及び当社従業員の処遇水準を勘案し、また、各々の経営能力、貢献度、役位、職責、在任期間等を考慮して決定しております。

b.業績連動報酬等に関する方針

現時点では導入しておりません。

c.非金銭報酬等に関する方針

現時点では導入しておりません。

d.報酬等の割合に関する方針

月額固定報酬のみとしております。

e.報酬等の付与時期や条件に関する方針

毎年4月開催の定時株主総会後に支給額を改定し、翌月5月より決定した年間報酬額を12分割した額を1年間にわたり毎月支払うこととしております。

f.報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会の委任決議に基づき代表取締役江口夏郎が取締役の個人別の固定報酬の金額の決定をしております。

これらの権限を委任した理由としては、当社の取締役4名のうち2名が業務執行取締役であるため、業務執行を統括する代表取締役による評価に基づく決定方法が、取締役会での合議により決定されるものより適しているとの考えからであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、取締役会事務局として経営管理部が対応し、連絡体制や問合せ窓口などの機能を発揮して、社外役員をサポートする体制としております。また経営管理部においては、必要に応じて法務や財務会計についての専門的見地からの補足説明をいたします。監査役会と取締役会事務局が協力し、取締役会の事前に社外役員へ議案の背景を説明し、十分な判断資料を備えていただくことを考えております。

また社外役員の当社業務に関する理解を深めてもらうため、営業活動のモニタリングや開発の状況を説明する機会を設けます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

a. 取締役及び取締役会

取締役会は、当社の経営管理の意思決定機関として法定事項を協議決定するとともに、経営の基本方針ならびに経営執行上の重要な事項に関する意思決定機関として、また、独立した客観的な立場から取締役及び執行役員の職務執行の監督機関として機能しております。本書提出日現在、取締役は、代表取締役の江口夏郎、取締役の小迫宏行、寺田真琴及び社外取締役のロッシェル・カップの4名で構成されております。取締役会は、原則として月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な重要事項の審議及び意思決定が可能な体制としております。

b. 監査役及び監査役会

監査役は、取締役会へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。常勤監査役は経営会議へ出席し、部門長等による事業報告を受け調査資料としております。監査役会は、本書提出日現在、監査役3名で構成されております。常勤監査役の伊藤行正を含め、山口俊夫及び渡辺久の監査役3名はすべて社外監査役となっております。監査役会は、月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査人及び会計監査人と随時情報共有や意見交換を実施し、相互に連携を図ることで、監査の実効性を高めております。

c. 経営会議

経営会議は、グループ経営方針と諸方策を適切迅速に審議決定し、経営活動の効率化を図り、併せて重要な日常業務の報告を目的とした会議体として機能しております。経営会議は、本書提出日現在、ライトワークスの部長以上および常勤監査役、子会社ライトエデュケーションのディビジョン長以上により構成されております。経営会議は、原則として週1回の定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。

d. 内部監査

内部監査は、内部監査規程に基づき代表取締役直轄の内部監査室に専任者2名を置き、代表取締役より承認が得られた監査計画に基づき実施しております。また、内部監査室及び監査役、会計監査人は年間予定、業績報告など、必要に応じ随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

e. 会計監査人

当社の会計監査人は、仰星監査法人であり、関係法令に則り会計監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス強化のため2020年10月に監査役会設置会社としております。経営の意思決定機関である取締役会に業務執行の権限と責任を集中させ、取締役会から独立した非業務執行機関である監査役及び監査役会に取締役会への監査機能を担わせることで、高い牽制機能をもつ体制の確立を図り、当社のガバナンス機能の強化向上につなげていくため、本機関設計を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使の時間的利便確保に向け、会社法299条1項の法定期限に関わらず、招集通知の早期発送に努めてまいります。そのため一層決算業務の早期化に力を注いでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は1月であり、株主総会の集中日を回避した開催をしております。
電磁的方法による議決権の行使	今後は電子投票制度の導入を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページへ掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算終了後に個人投資家向け決算説明会を開催しております。また、当日参加できなかった個人投資家に向けて、ホームページ上で説明会動画を一定期間配信しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算、通期決算終了後にアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しております。また、四半期決算発表毎に取材対応を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	経営数字や四半期決算や決算短信はもちろん、会社の定性的情報やニュースリリース等も自社サイトに掲載し、適時適量の情報開示に努めております。	

IRに関する部署(担当者)の設置

担当部署 管理本部
情報取扱責任者 取締役 管理本部長 寺田真琴

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コーポレート・ガバナンスの基本方針として以下を規定しております。 「当社は、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を重視し、株主との対話を通じて、継続的な事業発展と企業価値の向上に資するようコーポレート・ガバナンスの充実に取組み、株主他ステークホルダーに公正な経営情報を開示しその透明性を確保してまいる所存です。法令の水準に甘んずることなく、会社が「善良な企業市民」として評価されるよう社会と協働し、社会から信頼される企業を目指します。」
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「ミライの『はたらく』を、明るくする」の理念に基づき、様々な社会貢献を実行して参る所存です。CSR活動の一つとして、「外国人材支援プロジェクト」を行っております。本プロジェクトは、企業が外国人材を受け入れるために必要な知識や、外国人が日本で就労・居住するために知っておくべき法令や情報を提供し、安心・安全で持続可能な労働環境や雇用環境の創出を目指し、外国人材および雇用主のそれぞれに向けたeラーニングコンテンツを制作するものであります。詳細は以下をご参照ください。 https://www.lightworks.co.jp/company/csr-activities
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	自社サイトをはじめ、上場後に開催を検討している説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて、内部統制システム構築の基本方針を改定する決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行っております。なお当該基本方針は以下のとおり定めております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務を執行するよう監督する。
取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決議する。
取締役は、他の取締役と情報を共有し、相互に監視・監督する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会、取締役会の議事録、経営会議等の重要な情報については、法令及び文書管理規程、稟議規程等の関連規程に従い、適切に記録し、文書保存年限表に定められた期間保存する。
関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社企業グループのリスク管理を円滑にするために、リスク・コンプライアンス規程及びその細則を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
代表取締役は、リスク・コンプライアンス委員会を設置させ、経営管理部をその事務局とする。
リスク・コンプライアンス委員会は、内部監査部門と連携して、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各部門の長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する事項を取締役会規程に定める。取締役会を月1回開催し、必要に応じて臨時に開催する。
取締役会は経営目標・中期経営計画・予算を審議し承認する。代表取締役以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
代表取締役は、リスク・コンプライアンス委員会を設置させ、経営管理部をその事務局とする。
リスク・コンプライアンス委員会は、内部監査部門と連携して、コンプライアンス体制を維持強化する。
コンプライアンス経営を円滑に行うために、リスク・コンプライアンス規程を整備し、コンプライアンスに関する組織の審議、コンプライアンス年度計画の進捗管理や取締役会への上程、教育研修計画の立案、重大なコンプライアンス違反(不祥事を含む。)に関する調査や再発防止策の検討を行う。
重大なコンプライアンス違反(不祥事を含む。)が発生したときは、社内のみならず、社外の有識者を調査機関に招致できる体制を構築する。
法令違反その他コンプライアンスに関する問題を早期発見するため、使用人が当社経営者のみならず社外弁護士へ匿名で直接相談通報できるヘルプライン(内部通報制度)を設置し、公益通報者保護に配慮して、事態の迅速な把握と是正に努める。
6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
関係会社管理規程に基づき、関係会社の管理は、子会社管掌取締役及び経営管理部長が統括し、職務執行の報告等を受け、必要に応じて取締役会への上程及び報告を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。

補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。

(ア) 重要な社内会議で決議された事項

(イ) 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項

(ウ) 毎月の経営状況として重要な事項

(エ) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

(オ) 重大な法令・定款違反

(カ) 重要な会計方針、会計基準及びその変更

前項の報告をした者に対して、その報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務につき、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。

10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、常勤取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。

監査役は、会計監査人及び内部監査部門とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制整備

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。

経営管理部を反社会的勢力対応部署と位置づけ、対応指針等を整備したうえで、上記基本方針を取締役及び使用人に周知徹底する。

平素より行政機関などからの情報収集に努め、不当要求等の事案が発生した場合には警察及び顧問法律事務所等の外部専門家と緊密に連携し、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については謝絶することを基本方針とし、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」において制定・明文化しています。

取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であるか否かを適宜確認し、取引開始申請の承認要件としており、反社会的勢力の関わりがあることが判明した場合には、速やかに取引を解消します。加えて、経営管理部を反社会的勢力対応部門と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行うとともに、従業員が反社会的勢力に対する基本方針を遵守するよう教育体制を構築すると共に、反社会的勢力による被害を防止するための対応方針の周知を図っています。反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し協力体制を構築してまいります。

また当社は、(公財)暴力団追放運動推進都民センターの賛助会入会をしており、暴排活動のノウハウ共有と一層の意識向上に努めてまいります。なお当社はこれまで、あらゆる意味において反社会的勢力と関係が生じたことはありません。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



